

サービス供給を支える基盤（財源、人材面）に関する主な意見等

※以下に整理されている項目は、本検討会における意見の主なものを事務的に取りまとめたもの。

1. 財源

- ①ホームヘルプサービスをはじめとする在宅サービスについて、国の責任において財源を確保し、二分の一相当額を確実に市町村に助成するべき。
- ②障害者プランの方向性に沿って、施設サービス重視から在宅サービス重視に施策をシフトさせ、施設支援から居宅支援への財源配分の変更を図るべき。
- ③施設から在宅への流れを、具体的にどのように構築していくかが重要。その際、厳しい財政状況や施設入所者と在宅生活者の負担のアンバランスがある中で、限られた財源の配分を工夫することが重要。
- ④財源とサービスをどう融合させるかを考えることがこの検討会では必要。その人らしい自立した生活を支える、という理念に異論はなく、サービスの在り方論も長い間議論してきた。それを支える財源が問題。
- ⑤地方分権化の流れの中での障害者施策における国や都道府県の役割、介護保険との関係等も本検討会において議論が必要。
- ⑥支援費サービス量・予算に限りがあり、契約について利用者も事業者も早い者勝ちになっている。また、事業者は、当面の安定的運営、利益確保のために、一定数の利用者を囲い込み、定型的なサービスを提供することとなり、利用者の利便性を欠く危険性がある。

⑦ ^{いま} ^{ぜんしょうがいしゃ} ^し ^{りようしゃすう} ^{すく} ^{せんざいてきりようしゃ} ^{こうりよ}
今は、全障害者に占めるサービスの利用者数は少ないが、潜在的利用者を考慮する
^{こんご} ^{ぞうだい} ^{みこ} ^{こんねんど} ^{らいねんど} ^{よさん} ^{ぎろん} ^す
と、今後、その増大が見込まれる。今年度や来年度の予算の議論では済まされず、
^{ぼつぽんてき} ^{せいど} ^{みなお} ^{ひつよう}
抜本的な制度の見直しが必要。

⑧ ^{ざいげん} ^{しく} ^{かいごほけん} ^の ^こ ^{じちたい} ^{ちから} ^{しん} ^{じちたい} ^も
⑧ 財源の仕組みとして、介護保険を乗り越えてきた自治体の力を信じ、自治体が持
^{ちから} ^{はつき} ^{しく} ^{ひつよう}
てる力を発揮できるような仕組みとする必要があるのではないか。

⑨ ^{もくひよう} ^{めいかく} ^{ていじ} ^{こくみん} ^{ふたん}
⑨ どのようなケアを目標とするのかを明確に提示することが、国民の負担をいただく
^{ぜんてい} ^{かいごほけんせいど} ^{しく} ^{つか} ^{しょうがいしゃ} ^{しく}
前提。介護保険制度の仕組みを使いながら、障害者ケアにふさわしい仕組み、シ
^{ぎろん} ^{じゅうよう}
テムを議論することが重要ではないか。

⑩ ^{じゅうじつおよ} ^{ざいげん} ^{かくほ} ^{はか} ^{しん} ^{りねん} ^{じつげん}
⑩ サービスの充実及び財源の確保を図り、真のノーマライゼーションの理念を実現す
^{しえんひせいど} ^{かいごほけんせいど} ^{せいごうせい} ^{はか} ^{げんざい} ^{かいごほけんせいど} ^み
るため、支援費制度と介護保険制度の整合性を図るとともに、現在の介護保険制度見
^{なお} ^{ぎろん} ^{なか} ^{じゅうぶん} ^{ぎろん}
直しの議論の中で、十分な議論をすべき。

⑪ ^{かいごほけんせいど} ^{みなお} ^{あわ} ^{しえんひせいど} ^{いこう} ^{ぎろん} ^{じきしょうそう}
⑪ 介護保険制度の見直しに併せて支援費制度の移行の議論をすることは時期尚早。
^{しょうひぜい} ^{ふく} ^{くに} ^{ざいげん} ^あ ^{かた} ^{ぎろん} ^{たいしょう}
消費税も含めて国の財源の在り方について議論の対象にすべき。

2. 人材

(1) 量の確保

- ① 障害者のホームヘルプサービスを担うヘルパーが不足している。特に、男性ヘルパーやガイドヘルパーの確保が困難である。
- ② 障害者ケアマネジメント従事者が不足している。
- ③ 聴覚障害者、視覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援に当たる者、相談員が不足している。
- ④ 個々の障害者のニーズに即応できる地域のサービス資源として、ボランティアのより一層の確保が必要である。

(2) 質の確保

- ① 障害の重度化や多様化が進む中で、支援に当たる者の専門性や支援技術の向上のために、支援に当たる者や事業者の努力と、行政の支援が必要である。
- ② 窓口となる市町村職員の専門的な知識・経験が確保される必要がある。
- ③ 障害者ケアマネジメント従事者の資質の向上を継続的に進めるべきである。
- ④ 支援に当たる者のサービスの質を担保する上で、第三者評価を進める必要がある。
- ⑤ ヘルパーの質の評価は、当事者が決めるべきである。

しょうがいしゃ (児) の地域生活支援の在り方に関する検討会 (第11回) 議事概要

1 日時

へいせい ねん がつ か きん じ ぶん じ ぶん
平成15年11月14日(金) 14時00分～16時55分

2 場所

こうせいろうどうしょう かいせんようだい かいぎしつ
厚生労働省18階専用第22会議室

3 出席者

いじん えくさざちょう いたやまざちょうだいり ありとめいじん あんどういじん おおたいじん おおたにいじん おおはまいじん きょうごく
(委員) 江草座長、板山座長代理、有留委員、安藤委員、太田委員、大谷委員、大濱委員、京極
いじん ささかわいじん さとういじん たかはしいん たけなかいじん たにぐちいじん なかにしいん はやざきいじん むらかみいじん むろさき
委員、笹川委員、佐藤委員、高橋委員、竹中委員、谷口委員、中西委員、早崎委員、村上委員、室崎
いじん もりさだのりいじん もりゆうじいじん やまじいじん
委員、森貞述委員、森祐司委員、山路委員

(ヒアリング参集者) さんしゅうしゃ みやぎけん ち じ ぜんこくち じ かいしゃかいぶんきょうちようさいいんかいいんちよう あさのしろうし
(ヒアリング参集者) 宮城県知事・全国知事会社会文教調査委員会委員長 浅野史郎氏

こうせいろうどうしょう こじまじやかい えんごきょくちよう しおたしょうがいほけんふくしぶちよう むらききかくちよう たかはらしょうがいふくし
(厚生労働省) 小島社会・援護局長、塩田障害保健福祉部長、村木企画課長、高原障害福祉

からよう
課長

4 議事

(1) 報告事項

しりよう もと じむきょく へいせい ねん ど よさん ほうこく おこな
資料1に基づき、事務局が、平成15年度ホームヘルプ予算について報告を行った。

しょうがいしゃかんけい だんたい こうせいろうどうだいじん たい ひつよう よさん ぞうかく もと ようぼうしょ はいふ
障害者関係7団体から厚生労働大臣に対する必要な予算の増額を求める要望書が配布された。

(2) サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方について

資料2及び3に基づき、事務局から説明を行い、その後、意見交換を行った。また、中西委員から資料が提出され、説明があった。

高齢者と障害者におけるケアマネジメントの比較、ケアマネジメント従事者の中立性、その制度的な位置づけの必要性についての意見等が出された。

(3) 全国知事会からのヒアリング

資料4に基づき、全国知事会・社会文教調査委員会委員長である浅野史郎宮城県知事から意見発表があり、その後、意見交換を行った。

5 主な意見

- 支援費制度は、初年度からその存続が危ぶまれるようであってはならない。宮城県では、知的障害者と障害児のサービス利用が前年比2倍に伸びている。在宅サービスは裁量的経費であることから補正予算の見込みも薄く、財政面で市町村の負担が大きい。
- サービスの充実、財源の確保を図り、また、健全者の当事者意識を高めるため、支援費制度の介護保険制度への移行について、現在の介護保険制度の見直しの議論の中で、十分な議論をすべき。
- 介護保険制度の見直しに併せて支援費制度の移行の議論をすることは時期尚早。消費税も含めて国の財源の在り方について議論の対象にすべき。
- 高齢者と障害者では生活の中身が異なる。また、障害者自身が自立生活の経験を積み、ニーズを発見することが重要であり、ケアマネジメントというよりは、障害者への情報

提供を行うコンサルタントのような立場であるべき。

- 本来、高齢者と障害者とでケアマネジメントの手法は変わらない。
- ケアマネジメントについて、高齢者と障害者との違いや、身体障害者と知的障害者との違いがあるのではなく、個々が違うことを前提に考えることが必要。
- 介護保険制度のケアマネジャーも地域療育等支援事業のコーディネーターも、事業所に附属すると、サービス調整に際し、事業所のサービスを優先するなど、中立性が担保されないといった懸念がある。
- 利用者が利用したいようにサービスを決めていくべきであり、利用者にサービスを押しつけるケアマネジメントの専門家は不要。
- 親にとっては相談支援の場があることが重要であり、中立的なケアマネジャーのいるセンターのようなところが必要。
- 相談支援の組織が形式的に中立であればいいのではない。現実ほとんど家族がマネジメントしており、利用者本位の視点が重要。
- サービスを持たない相談支援事業は、経営が大変になる。
- 支援費制度を利用する障害者についても、手法としてのケアマネジメントは地域生活支援を組み立てていく上で重要。

- 措置制度と異なり、支援費制度においては利用者と事業者が契約するため、相談に対応できていない市町村がある。専門職を位置づけることが必要。
- 支援費制度の下でどのように相談支援を伸ばしていくかを考える上で、いまある資源を大事にコーディネートするなどして育てていく観点が必要。
- 地域において、フォーマルなサービスだけでは生活は成り立っていない。高齢者介護の分野で生まれてきたインフォーマルサービスを、障害者福祉の分野でも大事にし、総合的に生活支援を行うことが重要。
- ケアマネジメントは、どのような生活をしたいのかが判断できない人が利用するものであり、相談や情報提供は、第三者機関として市町村の機能と位置づけるべき。
- 市町村障害者生活支援事業、障害児(者)地域療育等支援事業、精神障害者地域生活支援センターからそれぞれ人を派遣し、総合的に相談支援事業を行えば、中立的にできるのではないか。
- 15年度のホームヘルプサービスの利用量は前年度と比べて増えているが、サービス量はさほど増えていない。利用量が増えたのは特定の人が多く使うためであり、多くの人たちがサービスを使えるような制度であるべき。

6 今後の予定

11月26日、12月12日に行う予定。

(以上)